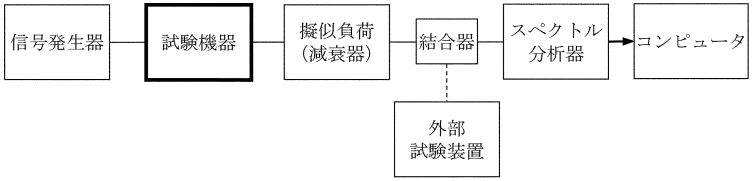
四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

(1)　中心周波数　試験周波数

(2)　掃引周波数幅　占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで

(3)　分解能帯域幅　占有周波数帯幅の許容値の１％以下

(4)　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

(5)　Ｙ軸スケール　10dB／Div

(6)　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

(7)　データ点数　測定精度が保証される点数

(8)　掃引時間　測定精度が保証される時間

(9)　掃引モード　連続掃引

(10)　検波モード　ポジティブピーク

(11)　表示モード　マックスホールド

3　試験機器の状態

(1)　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

(2)　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

(3)　占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。

(4)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに占有周波数帯幅が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における占有周波数帯幅の総和が最大となる状態に設定する。

(5)　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器の設定を２とする。

(2)　波形の変動がなくなるまで連続掃引する。

(3)　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(4)　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

(5)　全データの電力総和を求め、「全電力」とする。

(6)　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

(7)　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。